教員の処分について

教員の処分を次のとおり行いました。本件につきましては、関係者並びに 市民の皆様にご迷惑をおかけし、深くお詫び申し上げます。

1 「教員の窃盗」に係る処分

項	F		内 容
処分を受けた教員			市立小学校教諭(50歳)
事案	の相	既 要	当該教諭は、令和2年10月24日(土) 午後7時頃、京王 多摩センター駅近くの総合スーパーで、弁当とおにぎり2個を 購入しようとしたが、レジの列に並ぶことが面倒であったため、 代金1,100円を支払わずに店外に持ち出したところ、警察 官に呼び止められ、警察対応となった。また、このことについ て管理職への報告を怠った。
処 分	の p	勺 容	停職6月
処 分	年月	月日	令和2年12月16日

[※]当該教諭は、同日付けで退職しました。

2 上記事案に係る処分(管理監督責任)

項目	内	容
処分を受けた教員	市立小学校 校長	厳重注意
及び処分の内容		
処分年月日	令和2年12月16日	

問合せ先 教職員人事課 電話 042-769-8279